

光 総 第 4 6 号
令和 4 年 5 月 1 7 日

各 所 属 長 様

総 務 部 長

令和 4 年度定年前早期退職の募集について

このことについて、光市職員退職手当条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行いますので、所属職員に周知願います。

記

1 募集の対象となる職員

区分	勤続年数	適用対象年齢の下限	退職金の割増
	20 年以上	45 歳（定年前 15 年）	定年前 1 年につき 3% を割増

※勤続年数及び勤続期間の算定基準日は、当該年度の 3 月 31 日です。

（例）勤続 20 年以上で 45 歳の場合、退職金割増率は 45%（3%×15 年）となります。

※定年前 1 年で退職を希望する場合は、退職金の割増率を 2% に読み替えてください。

※会計年度任用職員その他の法律により任期を定めて任用される者、当該年度中に定年に達する者及び地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者は、本募集の対象となりません。

2 退職すべき期日

令和 5 年 3 月 31 日

3 募集する人数

若干名

4 募集の期間

令和 4 年 5 月 17 日（火）～ 令和 4 年 5 月 31 日（火）

5 応募方法

応募をしようとする職員は、様式第 1 号に必要事項を記入し、持参又は特定記録郵便等（配達記録の残るもの）により総務課に提出してください。

※応募申請書の紛失等を防止するため、通郵便での提出はご遠慮ください。

※応募後に申請取下げを希望される場合は、様式第 2 号を提出してください。

6 応募の認定

応募の認定結果は、1 1 月頃に通知予定です。

※光市退職手当条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき不認定となる場合があります。

7 提出先・問合せ先

〒743-8501 光市中央六丁目 1-1 光市役所 総務課人事係 中村

TEL：0833-72-1402（内線 246）